

理事会議事録

- 1 会議名 社会福祉法人大徳会 令和元年度第1回理事会
- 2 招集年月日 令和元年5月23日 発第2019006号
- 3 開催年月日 令和元年6月4日(火曜日)
午後1時30分から3時5分
- 4 開催場所 社会福祉法人大徳会 軽費老人ホーム玉真園「相談室」
- 5 出席者氏名
 - (1) 理事 吉田 明正、西山 寛邦、近岡 令子、瀧 正和、小谷 維夫、濱田さとみ
 - (2) 監事 後藤 洋次郎、吉本 信裕
 - (3) その他の出席者 軽費老人ホーム玉真園主任生活相談員 夕永 聖士
- 6 決議に特別な利害関係を有する理事
該当者なし
- 7 議題
 - (1) 決議事項
 - 議案第1号 平成30年度社会福祉法人大徳会事業報告及び決算の承認について
 - 議案第2号 令和元年度社会福祉法人大徳会玉真園拠点区分収支補正予算について
 - 議案第3号 軽費老人ホーム玉真園運営規程の一部改正について
 - 議案第4号 令和元年度社会福祉法人大徳会定時評議員会の招集について
 - 議案第5号 次期社会福祉法人大徳会役員候補者の選任について
 - (2) 報告事項
理事長の職務執行状況の報告について

8 議事の経過の要領及びその結果

午後1時30分、理事6名、監事2名、役員全員の出席があるので本理事会は有効に成立する。吉田理事長の挨拶後、進行役に西山理事を選任して議案の審議に入った。

以下省略

進行役は本日の全議案の審議を終了したことを告げ閉会を宣した。時、午後3時5分。

上記のとおり議事の経過要領と議案別議決の結果を明確にするため、当法人の定款の規定に従って、出席理事、監事は記名押印する。

令和元年6月4日

理事長	吉田明正
理事	西山寛邦
理事	小谷維夫
理事	瀧正和
理事	近岡令子
理事	濱田さとみ
監事	後藤洋次郎
監事	吉本信裕

理事会議事録

- 1 会 議 名 令和元年度 社会福祉法人大徳会 第2回理事会
- 2 招 集 年 月 日 招集の手続きを省略（理事及び監事全員の同意）
- 3 開 催 年 月 日 令和元年6月21日（金曜日）
午後1時25分から午後1時45分まで
- 4 開 催 場 所 軽費老人ホーム玉真園「相談室」
- 5 出 席 者
 - (1) 出席理事 6名 吉田 明正、小谷 維夫、瀧 正和、森 由美子、國谷 則文
濱田 さとみ
 - (2) 出席監事 2名 後藤 洋次郎、吉本 信裕
 - (3) 出席事務局 1名 軽費老人ホーム玉真園主任生活相談員 夕永 聖士
- 6 進行役 理事 濱田 さとみ
- 7 議事録作成者 軽費老人ホーム玉真園主任生活相談員 夕永 聖士
- 8 議題

議案第1号 社会福祉法人大徳会理事長の選任について
 議案第2号 令和元年度社会福祉法人大徳会玉真園拠点区分収支補正予算について
 議案第3号 玉真園防火シャッター改修工事について

9 議事の経過の要領及び議案別決議の結果

午後1時25分、理事6名、監事2名の出席があり、全員出席されていますので本理事会は有効に成立する。進行役に濱田理事を選任して議案の審議に入った。

以下省略

進行役は本日の全議案の審議を終了したことを告げ閉会を宣した。時、午後1時45分。

上記のとおり議事の経過要領と議案別議決の結果を明確にするため、当法人の定款の規定に従って、出席理事、監事は記名押印する。

令和元年6月21日

理事長	吉 田 明 正
理事	小 谷 維 夫
理事	瀧 正 和
理事	國 谷 則 文
理事	濱 田 さ と み
理事	森 由 美 子
監事	後 藤 洋 次 郎
監事	吉 本 信 裕

理 事 会 議 事 録

- 1 会議名 社会福祉法人大徳会 令和元年度第3回理事会
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (1) 社会福祉法人大徳会評議員選任・解任委員の選任について
- 3 決議事項を提案した理事の氏名
理事長 吉 田 明 正
- 4 理事会の決議があったものとみなされた日
令和元年7月20日
- 5 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事 濱 田 さ と み

令和元年7月8日、理事長吉田明正が理事全員に対して上記理事会の決議の目的である事項、当該提案についての通知を行った。令和元年7月20日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を得た。また監事に対して当該提案について異議の有無について確認をして、監事全員から異議を述べないことの書面を得た。その結果、社会福祉法第45条の14第9項の規定に基づき、当該提案について理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、この議事録を作成し、定款27条に基づき理事および監事全員が記名押印する。

令和元年7月20日

社会福祉法人 大徳会
理事長 吉 田 明 正
理 事 小 谷 維 夫
理 事 瀧 正 和
理 事 國 谷 則 文
理 事 森 由 美 子
理 事 濱 田 さ と み
監 事 後 藤 洋 次 郎
監 事 吉 本 信 裕

理 事 会 議 事 録

- 1 会議名 社会福祉法人大徳会 令和元年度第4回理事会
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (1) 軽費老人ホーム玉真園運営規程の一部改正について
 - ① 別紙のとおり別表1を改める。
- 3 決議事項を提案した理事の氏名
理事長 吉 田 明 正
- 4 理事会の決議があったものとみなされた日
令和元年9月20日
- 5 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
理事 濱 田 さ と み

令和元年9月2日、理事長吉田明正が理事全員に対して上記理事会の決議の目的である事項、当該提案についての通知を行った。令和元年9月20日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を得た。また監事に対して当該提案について異議の有無について確認をして、監事全員から異議を述べないことの書面を得た。その結果、社会福祉法第45条の14第9項の規定に基づき、当該提案について理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、この議事録を作成し、定款27条に基づき理事および監事全員が記名押印する。

令和元年9月20日

社会福祉法人 大徳会

理事長 吉 田 明 正
理 事 小 谷 維 夫
理 事 瀧 正 和
理 事 國 谷 則 文
理 事 森 由 美 子
理 事 濱 田 さ と み
監 事 後 藤 洋 次 郎
監 事 吉 本 信 裕

理 事 会 議 事 録

- 1 会 議 名 令和元年度 社会福祉法人大徳会 第5回理事会
- 2 招 集 年 月 日 令和元年11月15日
- 3 開 催 年 月 日 令和元年11月28日(木曜日)
午後1時28分から午後2時25分まで
- 4 開 催 場 所 軽費老人ホーム玉真園「相談室」
- 5 出 席 者
 - (1) 出席理事 6名 吉田 明正、小谷 維夫、瀧 正和、國谷 則文、濱田 さとみ
森 由美子
 - (2) 出席監事 2名 後藤 洋次郎、吉本 信裕
 - (3) 出席事務局 1名 軽費老人ホーム玉真園主任生活相談員 夕永 聖士
- 6 進行役 理事 濱田 さとみ
- 7 議事録作成者 軽費老人ホーム玉真園主任生活相談員 夕永 聖士
- 8 審議事項
 - 議案第1号 令和元年度社会福祉法人大徳会玉真園拠点区分収支補正予算について
 - 議案第2号 社会福祉法人大徳会役職員給与規程の一部改正について
 - 議案第3号 非常勤職員及び臨時等職員の取扱要領の一部改正について
 - 議案第4号 軽費老人ホーム玉真園運営規程の一部改正について
 - 議案第5号 社会福祉法人大徳会苦情対応規程の一部改正について
- 9 報告事項
 - (1) 令和元年度上半期の理事長の職務執行状況の報告について
 - (2) 玉真園防火シャッター改修工事について
- 10 議事の経過の要領及び議案別決議の結果
午後1時28分、理事6名、監事2名、全員出席されていますので本理事会は有効に成立する。進行役に濱田理事を選任して議案の審議に入った。
以下省略
進行役は本日の全議案の審議を終了したことを告げ閉会を宣した。時、午後2時25分。
上記のとおり議事の経過要領と議案別議決の結果を明確にするため、当法人の定款の規定に従って、出席理事、監事は記名押印する。

令和元年11月28日

理事長 吉 田 明 正
理 事 小 谷 維 夫
理 事 瀧 正 和

理事	國谷 則文
理事	濱田 さとみ
理事	森 由美子
監事	後藤 洋次郎
監事	吉本 信裕

理事会議事録

- 1 会議名 令和元年度 社会福祉法人大徳会 第6回理事会
- 2 招集年月日 令和2年2月25日
- 3 開催年月日 令和2年3月5日(木曜日)
午後1時25分から午後2時43分まで
- 4 開催場所 軽費老人ホーム玉真園「相談室」
- 5 出席者
 - (1) 出席理事 6名 吉田 明正、小谷 維夫、瀧 正和、國谷 則文、濱田 さとみ
森 由美子
 - (2) 出席監事 2名 後藤 洋次郎、吉本 信裕
 - (3) 出席事務局 1名 軽費老人ホーム玉真園主任生活相談員 夕永 聖士
- 6 進行役 理事 濱田 さとみ
- 7 議事録作成者 軽費老人ホーム玉真園主任生活相談員 夕永 聖士
- 8 審議事項
 - 議案第1号 令和元年度社会福祉法人大徳会玉真園拠点区分収支補正予算について
 - 議案第2号 令和2年度社会福祉法人大徳会事業計画について
 - 議案第3号 令和2年度社会福祉法人大徳会玉真園拠点区分収支予算について
 - 議案第4号 社会福祉法人大徳会役職員給与規程の一部改正について
 - 議案第5号 社会福祉法人大徳会旅費規程の一部改正について
- 9 議事の経過の要領及び議案別決議の結果

午後1時25分、理事6名、監事2名、理事全員出席されていますので本理事会は有効に成立します。進行役に濱田理事を選任して議案の審議に入った。

以下省略

進行役は本日の全議案の審議を終了したことを告げ閉会を宣した。時、午後2時43分。

上記のとおり議事の経過要領と議案別議決の結果を明確にするため、当法人の定款の規定に従って、出席理事、監事は記名押印する。

令和2年3月5日

理事長	吉田 明正
理事	小谷 維夫
理事	瀧 正和
理事	國谷 則文
理事	濱田 さとみ
理事	森 由美子
監事	後藤 洋次郎
監事	吉本 信裕

評議員会議事録

- 1 会議名 令和元年度 社会福祉法人大徳会定時評議員会
- 2 招集年月日 令和元年6月8日 発第2019009号
- 3 開催年月日 令和元年6月19日(水曜日)
午前10時30分から11時45分
- 4 開催場所 社会福祉法人大徳会 軽費老人ホーム玉真園「相談室」
- 5 出席者氏名
 - (1) 評議員 近藤 照秋、富谷 とし子、金田 敏彦、阪本 光久、谷 貞美男、杉原 俊雄、加登脇 節雄、
 - (2) 理事等 理事長 吉田 明正
 - (3) その他 軽費老人ホーム玉真園主任生活相談員 夕永 聖士
- 6 決議に特別な利害関係を有する評議員 該当者なし
- 7 議題
 - (1) 報告事項
平成30年度社会福祉法人大徳会事業報告について
平成30年度社会福祉施設指導監査(鳥取県西部総合事務所福祉保健局)実施監査について
 - (2) 決議及び承認事項
議案第1号 平成30年度社会福祉法人大徳会計算書類等(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認について
議案第2号 次期社会福祉法人大徳会役員の選任について

6 議事の経過の要領とその結果

午前10時30分、本評議員会が成立する旨を吉田理事長が報告。理事長のあいさつの後、事務局より議長の選出について諮るも意見、提案もなく、事務局からの提案する旨を諮り、異議なく、近藤評議員を議長に選出し、議事録署名人に金田評議員、谷評議員を推薦し諮るも異議なく、両評議員が議事録署名人に選出され議事に入った。

以下省略

議長は本日のすべての議事が終了したことを告げ閉会を宣した。時、午前11時45分。

上記のとおり議事の経過要領と議案別議決の結果を明確にするため、当会の定款の規定に従って、議長と署名人はつぎのとおり記名押印する。

令和元年6月19日

議長	近藤 照秋
署名評議員	金田 敏彦
署名評議員	谷 貞美男

社会福祉法人大徳会 評議員会 議事録

下記のとおり、社会福祉法第45条の9第10項の準用による一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第194条の規定に基づき、評議員会の決議があったものとみなされたので、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (1) 社会福祉法人大徳会役員等報酬規程の適用日の変更について。

附則 「この規程は、平成29年4月1日から適用する。」とあるを「この規

程は、平成29年6月16日から適用する。」に変更する。

- 2 決議事項を提案した者の氏名
理事長 吉田明正
- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日
令和1年9月20日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
理事長 吉田明正

令和1年9月20日
議事録作成者 社会福祉法人 大徳会
理事長 吉田明正

監査報告書

令和2年5月12日

社会福祉法人 大徳会
理事長 吉田明正様

監事 後藤 洋次郎

監事 吉本 信裕

私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上